

【消費者トラブル情報 vol. 33 医薬品にも広がる定期購入トラブルにご注意！】

定期購入トラブルが多発しています。化粧品や健康食品に加え、最近では医薬品の相談も寄せられています。申込前に契約内容を確認しましょう！

- ・ネット広告で購入した医薬品が、「お試し」のつもりだったのに定期購入だった。体質に合わず返品したいが、事業者と連絡が取れない。
- ・テレビショッピングで見た健康食品を電話で注文。「1回限り」のつもりが2回目の商品と高額な請求書が届いた。商品は開封していないので送り返しても良いか。

○アドバイス

- ・「1回だけ」「お試し」のつもりが定期購入だったという相談が後を絶ちません。ネット広告では定期購入が条件だと分かりにくい場合があります。購入前に、定期購入の条件や解約方法、連絡先を必ず確認しましょう。
- ・ネットで購入できる医薬品が自分に合うとは限りません、購入前にかかりつけ医や薬剤師に相談しましょう。
- ・ネット通販はクーリング・オフできません。返送や受取拒否をしてもそれだけでは解約にはなりません。困ったときや不安なときは、早めに消費生活センターへ相談しましょう。

■市消費生活センター相談

Tel:099-808-7500

■消費者ホットライン

[Tel:188](tel:188)